

# JIS

## パッキン及びガスケット用語

JIS B 0116 : 2026

(HPI/JSA)

令和 8 年 6 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	田 辺 新 一	早稲田大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	片 山 英 樹	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	鐘 築 利 仁	一般財団法人日本規格協会
	鎌 田 敏 郎	大阪大学
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	小 山 明 男	明治大学
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	俵 木 登美子	一般社団法人くすりの適正使用協議会
	水 流 聡 子	東京大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	増 井 慶次郎	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	山 内 正 剛	国立大学法人信州大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 41.10.1 改正：令和 8.6.22

官 報 掲 載 日：令和 8.6.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本高圧力技術協会

(〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 4-3-4 東海日本橋ビル TEL 03-3516-2270)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

# 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 分類	1
4 用語及び定義	1
4.1 シール一般	2
4.2 パッキン	3
4.3 ガスケット	12
4.4 その他のシール	22
4.5 共通	22
附属書 A (参考) 参考規格	45
参考文献	47
用語索引 (五十音順)	48
用語索引 (アルファベット順)	54
解 説	60

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本高圧力技術協会（HPI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 0116:2020** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# パッキン及びガスケット用語

## Glossary of terms for packings and gaskets

### 1 適用範囲

この規格は、パッキン及びガスケットの種類及び名称に関する用語、並びにそれらに関する技術用語（以下、用語という。）について規定する。

### 2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

### 3 分類

この規格の用語の分類は、次による。

- a) シール一般
- b) パッキン
  - 1) パッキン共通
  - 2) 成形パッキン
  - 3) グランドパッキン
  - 4) メカニカルシール
  - 5) その他のパッキン
- c) ガスケット
- d) その他のシール
- e) 共通

### 4 用語及び定義

パッキン及びガスケット並びにそれらに関する用語及び定義は、次による。

**注記 1** 用語の一部に丸括弧“( )”で続けた用語は、用語を限定し、索引の際の負担を軽減するためのもので、実際の使用に際してはその表現の適否に留意する。

**注記 2** 参考のため、用語には対応英語を示し、関連する JIS のあるものは、参考規格としてその規格番号を示す。